

農業体験農園運営要綱

(平成14年4月1日区長決定)

(事業目的)

第1条 農業体験農園事業は、板橋区在住・在学の児童・生徒及び、幼稚園児・保育園児とその保護者が、野菜の栽培や収穫を通して自然に親しみ、都市農業への理解を深め、生活環境のあり方について考える機会を提供することを目的に実施する。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、区長は、適当と認めた土地を期間を定めて土地所有者から借上げ、農業体験農園を設置する。

(利用者)

第3条 農業体験農園を利用することができる者(以下「利用者」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 板橋区内に住居を有する児童・生徒及び幼稚園児・保育園児とその保護者
- (2) 板橋区内の小学校、中学校、高等学校、養護学校に通う児童・生徒及び幼稚園・保育園に通う園児とその保護者
- (3) その他特に区長が認めた者

(利用条件)

第4条 利用者は、農業体験農園を利用することにより地上権、耕作権その他一切の権利を有することとなるものではない。

2 農業体験農園の利用に必要な用具、その他器材は、区の負担とする。ただし、収穫時等に必要な用具、その他器材は、利用者の負担とする。

(募集及び利用申込)

第5条 利用者の募集は、第3条第2号に掲げる各施設に利用案内を行うほか、一般公募により行う。

2 農業体験農園の利用を希望する者は、利用申込書を区長に提出しなければならない。

(利用承認)

第6条 区長は、前条の申込みを行った者について、第3条に該当すると判断した場合、利用を承認する。

2 区長は、農業体験農園の利用を承認したときは、利用承認書を利用者へに交付する。

(利用料の負担)

第7条 利用者は、農業体験農園の利用を承認された場合、別に定める利用料

を負担しなければならない。

(利用料の還付)

第8条 一度納付された利用料は、還付しない。ただし、区長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用承認の取消)

第9条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用承認を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する利用資格に該当しなくなったとき

(2) 他の利用者や近隣住民に迷惑をかけるなどの行為を、区の注意にも係らず繰り返すとき

(3) 利用期間内に、農業体験農園を休廃止する必要があるとき

(農芸指導員)

第10条 この事業を円滑に運営し、利用者に対して適切な指導を行うため、農芸指導員を置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項は、別に産業経済部長が定める。

付則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。